

【アメリカ】 下院がオバマ政権を提訴

連邦議会下院は、2014年11月21日、2010年に成立した医療保険制度改革法（いわゆる「オバマケア」）をめぐり、オバマ政権の保健福祉長官及び財務長官をワシントン D.C.の連邦地方裁判所に提訴した（Case No. 14-cv-01967）。提訴理由は、オバマ政権による同法の運用に際し、憲法の制約を超えた行政府の権限の乱用があったというものであり、具体的には次の2点である。①50人以上を雇用する企業に対して課せられたフルタイム従業員に医療保険を提供する義務に関し、その履行期限を2度にわたり遅延させた。②低所得者層のための自己負担医療費の軽減の規定に関し、政府が保険会社に支出した助成金が予め歳出予算に計上されておらず、別の支出科目から流用されていた。この訴訟自体は、2014年7月の下院決議（H.Res.676）により以前から準備されていたものであったが、現実に提訴に至る引き金となったのは、前日のオバマ大統領の移民制度改革案の発表（本号 pp.2-3 参照）であったと見られている。（海外立法情報課・岩澤 聡）

【アメリカ】 主要な連邦保育プログラムの再授權法の成立

2014年11月19日、2014年保育及び成長一括交付金法が成立した（P.L.113-186）。保育及び成長一括交付金（CCDBG）は、1990年に創設され、低所得勤労世帯を対象とした保育費用の支援と保育サービスの質の向上を目的として、連邦政府から各州に定額補助金を割り当てるプログラムである。2014年法は、同プログラムを2020年度まで再授權するとともに、子育て世帯の経済的自立と児童の健全な成長を促す教育プログラム改革の両面を考慮した一連の改訂を加えている。具体的には、児童保育施設の年次検査、施設職員の犯罪歴チェックや救命措置等を含む安全対策訓練を各州に義務付ける規定等を含んでいる。CCDBGの法律上の支出権限は2002年に失効し、その後は、各年度の歳出予算手続により財源が賄われてきた。同法の成立は、深刻な分裂と膠着状態に陥った議会において、重要法案の成立に向けた超党派による両院の共同作業が可能であることを示した象徴的な事例であると報じられている。（海外立法情報課・岩澤 聡）

【アメリカ】 里子の人身取引防止等に関する法改正

2012年現在、里親制度の下にある児童（0歳～20歳前後、州により異なる）は全米で約40万人おり、里子が里親から逃走し、性的な人身取引の被害にあう問題が多く発生していることから、2014年9月29日、性的な人身取引防止及び家族強化法が成立した（P.L.113-183）。同法は、人身取引の被害者であるかその疑いがある児童の保護と所在の特定、里子の逃走への対応、児童の健康や安全に関する判断において親としての守るべき基準を策定し、養親や里親にそれを遵守させること等を州に義務づけた。里子の養子縁組や近親者の後見人設定を促進する事業への連邦補助金や里子の権利が強化され、今後、里子は兄弟の居所の通知や成人し里親制度を離脱する際に、出生証明、医療記録及び運転免許等の身分証明の交付を受ける。保健福祉長官には、子を有する児童、養子縁組等の解消により里親制度へ戻る児童等に関するデータの収集、連邦議会への各種報告を義務づけた。同長官へ勧告を行う児童の性的な人身取引に関する諮問委員会も設立された。（海外立法情報課・井樋 三枝子）

【アメリカ】急性期後医療制度を改革する法改正

連邦所管のメディケア（障害者・高齢者対象の公的医療保険）は、急性期後医療(PAC)の費用も対象とする。メディケアによる PAC は、介護施設事業者、在宅医療サービス事業者等、様々な主体が提供するが、近年はこれらに対する行政の監督が不十分で、手続、サービスの質、費用等に差異が広がり問題となっていた。PAC 事業者の質を高め、透明性と責任を強化するため、2014 年 10 月 6 日に 2014 年メディケア急性期後医療改革改善法が制定された (P.L.113-185)。同法は、保健福祉長官に対し、PAC 事業者に患者アセスメントデータの規格を統一させ、全事業種間でのデータ連携を強化させることや、批判が特に多いホスピス事業に対する 3 年に 1 回以上の査察の実施等を義務づけた。また医療費削減の観点から、メディケア支払諮問委員会に対し、治療する疾患の種類により一律に支払額を決める「包括払い制度」の導入を検討させ、連邦議会へ提言させる。現在は、実際に提供した治療に応じて支払う「出来高払い制度」が取られている。(海外立法情報課・井樋 三枝子)

【EU】欧州理事会の政策指針の法制化状況

2009 年 12 月のリスボン条約 (Treaty of Lisbon) 発効以降、EU 加盟国の首脳会議である欧州理事会 (European Council) は、常任議長を置く常設の機関となり、立法的機能は行使しないものの、そこで合意された政治的方針や政策の優先順位付けを「結論」(conclusions) として公表してきている。2014 年 10 月 17 日に欧州議会が発出したプレスリリース「願望を法律に (From wish to law)」は、欧州理事会が公表してきたこれらの諸政策指針がどの程度法制化されているかについて、欧州議会の欧州議会調査部の中にある欧州理事会監視班が調査した結果を紹介している。調査は、2010 年 3 月から 2014 年 5 月までに欧州理事会が公表してきた結論を対象とし、各分野の個別の論点ごとに、「法制化終了」、「何らかの進展あり」、「進展なし」の判定を行っている。調査によると、全 97 件中 39 件が法制化終了、42 件が何らかの進展あり、16 件が進展なしであった。この調査は、今後も定期的に継続される予定である。(海外立法情報調査室・加藤 浩)

【EU】新しい投資計画

2014 年 11 月 26 日、欧州委員会は、今後 3 年間にわたる新規の投資計画 (COM(2014)90 3final) を公表した。これは、EU の予算から拠出する 160 億ユーロの信用保証と欧州投資銀行が拠出する 50 億ユーロの合計 210 億ユーロによって欧州戦略投資基金 (EFSI) を創設し、これを基礎にして民間資金を呼び込み、総額 3150 億ユーロに上る投資に結びつけるというものである。加盟国からの任意の資金拠出も奨励しており、EU 域内の各国財政における支出上限ルール適用において、当該拠出分はその算定から除外するとしている。この計画の実施で、EU の国内総生産を 3300 億～4100 億ユーロ押し上げ、130 万人の新規雇用を創出可能と見込んでいる。なお欧州委員会のウェブサイト上にこの計画に関するページが新設され、フランスならばエネルギー・運輸・建設、イタリアならば研究開発というように、投資の必要な部門等の情報をまとめた国別概況が掲載されている。

(海外立法情報調査室・加藤 浩)

【EU】社会福祉を目的とした移民に関する EU 司法裁の裁定

2014年11月11日、EU司法裁判所は、社会福祉の受給目的でルーマニアからドイツへ2010年11月に移住した女性とその5歳の息子について、社会福祉の対象から一部除外することがEU法上許容されるとの裁定を下した（Judgment in Case C-333/13）。この女性は就業経験と求職活動の履歴がなく、生計を賄う資産もなく、ドイツ在住の女きょうだいに扶養されている。女性は既に児童手当等を受給しており、さらに公的扶助の枠組みでの給付を求めたが、ドイツの関係当局に拒否されて、他のドイツ在住市民と同等の権利を主張して提訴していた。裁定は、移住後5年未満の期間において、稼得労働や求職活動等を行わない者が、EU市民の域内自由移動に係る指令（Directive 2004/38/EC）に基づく居住の権利を主張するためには、生計を賄う資産を持っていなければならない、それがない場合には、当該権利に基づく給付の要求を、移住先の加盟国は拒否できるとした。

（海外立法情報調査室・加藤 浩）

【イギリス】スコットランド分権に対する勧告とその波紋

2014年11月27日、スミス委員会はスコットランド（以下、「蘇」）分権に関する勧告を発表した。同委員会は蘇独立住民投票直前に主要三政党党首が約束した分権拡大の要諦をまとめ、法制化の礎を策定するため設置された。勧告は、蘇議会の所得税率設定権限の拡大、蘇内での付加価値税収の一部の自主財源化、投票年齢の16-17歳への引下げ、福祉給付の裁量拡大等の権限付与を提案している。また中央政府から蘇への包括的補助金は、所得税及び付加価値税分を除いては従来どおり、バーネット公式と呼ばれる枠組みで支給され、蘇議会は140億ポンド（2兆6060億円）相当の予算権限を有することとなる。キャメロン首相は勧告を歓迎する一方で、これを踏まえて蘇に選挙区を持つ議員をイングランドに関わる決議から除外する意向を表明している。背景には蘇地域が厚遇されているというイングランド等他地域の有権者の不満があるが、議員の間に格差を生じ、憲法上の深刻な問題を招きかねないとも指摘されている。

（海外立法情報課・岡久 慶）

【イギリス】対テロリズム及び安全保障法案

2014年11月26日、対テロリズム及び安全保障法案が下院に提出された。現連立政権は、市民的自由の回復を公約に掲げたこともあり、強硬な対テロ法導入に慎重だったが、「イスラム国」への参加者が約500人にも上り、その半数が帰国して過激派の動向を活発化させている現状が、新法導入の契機となった。法案の概要は次のとおりである。①テロへの関与が疑われる者が出国しようとする際に旅券を差し押さえる、②一定の条件（警察署への出頭、住居の報告等）に従わない限り2年に渡って帰国を認めない一時的排除命令を発する、③テロ容疑者の行動を制限する国务大臣の通知を強化し、夜間滞在する住居を容疑者の居住地域外に指定し、国内旅行も制限する、④通信業者が特定のIPアドレスを複数の利用者に使わせていた場合でも、特定の時間に利用した者又は機器が分かるデータも保全させる、⑤テロリストの脅迫による資産引渡しに対して保険金を下ろすことを犯罪とする、⑥テロの勧誘防止を自治体、学校等に法的義務として課す。

（海外立法情報課・岡久 慶）

【イギリス】2014年自治体監査及び説明責任法

2014年自治体監査及び説明責任法（以下、2014年法）は、1983年から地方自治体の会計監査を行ってきた自治体監査委員会（Audit Commission）を廃止し、監査業務の民営化を促進する法律である。同委員会はいままで1万1000の地方公共機関、2000億ポンド（37兆5740億円）相当の公共支出を監査する立場にあったが、2012年に政府の指示で当該業務の民間委託を開始していた。政府は委員会廃止日を2015年3月31日としており、これによって自治体監査費用の40%削減を含め、10年間で12億ポンドの公共支出削減が実現するとしている。2014年法は自治体監査委員会廃止と自治体監査に係る細則を定めるとともに、2011年地域主義法を改正し、国務大臣が決定した割合（2014年2月5日現在2%）を超える地方税の増額を行うには住民投票が必要とする規定に関し、増額分の算出に際しては交通機関、廃棄物処理当局等が自治体を通じて課するサービス料金を地方税に含めることを定め、直接民主主義の強化を図っている。（海外立法情報課・岡久 慶）

【フランス】大統領罷免決議制度の施行のための法律

憲法第68条により、大統領は、職務の行使と明らかに両立しえない義務違反をした場合、下院議長が主宰する高等法院（Haute Cour）により罷免される。高等法院の設置には、上下各議院の3分の2以上の賛成を要し、罷免には、高等法院の3分の2以上の賛成を要する。当該規定は2007年2月23日に改正されたが、これまで、施行に必要な組織法律（憲法を具体化する法律）が制定されていなかったため、「憲法第68条の適用に関する2014年11月24日の組織法律第2014-1392号」が制定された。同法によれば、高等法院の設置決議案には、決議案が提出された議院の10分の1以上の署名を要し、決議案の受理から13日以内に議事日程に記載され、2週間以内に表決される。その後、もう一方の議院に送付され、2週間以内に表決される。決議案は、一方の議院が否決すれば廃案となる。また、高等法院は、理事部と委員会から成り、理事部には各議院の議員の中から11人ずつが、委員会には各議院の副議長の中から6人ずつが選出される。（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】ハイヤーに対するスマートフォン等を用いた配車システムの利用規制

ハイヤーにあたる運転手付輸送車両（Voiture de transport avec chauffeur: VTC）とタクシーは法律上区別され、流し営業はタクシーのみに許可されている。近年、VTCがリアルタイムで位置情報が分かるスマートフォン等を用いた配車システム（以下「配車システム」）で事業を拡大する一方、タクシーは、配車仲介業者との専属契約等が障害となり、その活用が進まず、事業が圧迫されている。そこで、「タクシー及び運転手付輸送車両に関する2014年10月1日の法律第2014-1104号」が制定され、タクシーの配車システムを行政当局が作成することとなった。配車仲介業者は、当該システムの利用を妨げてはならない。一方、VTCについては、位置情報検索を用いた配車が事実上の流し営業にあたるとして禁止され、客の降車後、いったん車庫に戻るよう義務づけられた。また、VTCの料金は、予約時に提示するか走行時間に応じたものとし、客に分かりやすくしなければならない。このほか、タクシーとVTCの運転手の兼職が禁止された。（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】 アグロエコロジー推進のための農業改革

アグロエコロジー (agro-écologie) とは、経済とエコロジーを調和させた新たな農業形態を指し、世界的に注目されている。フランス政府は、2012 年からこれを推進しており、この度、農林業の国際的競争力の強化と環境に配慮した増産を目的として、「農業、食品及び森林の将来に関する 2014 年 10 月 13 日の法律第 2014-1170 号」が制定された。最も重要な規定は、経済・環境利益集団 (Groupement d'intérêt économique, environnemental: GIEE) の創設である。GIEE は、アグロエコロジーに関する計画を実施するために農業者が設立する法人で、計画について、公的補助の面で優遇を受ける。その他、行政機関による農薬 (植物防疫剤) の人体や環境への影響の追跡調査の実施、一部の農薬の広告の禁止、学校や病院での特定の農薬の使用の禁止及びその近隣での農業者による農薬散布の禁止、農地消失への対策、農業者の世代交代を促進する措置、若年の農業従事希望者への支援など、多岐にわたる規定が置かれた。

(海外立法情報課・服部 有希)

【ドイツ】 テロ対策データベース法の改正

テロ対策データベースは、テロ対策データベース法に基づき、連邦及び州の警察及び情報機関により共同で運営される。同データベースには、①テロ組織及びその支援団体の加入者及び支援者、②政治的目的の暴力行為を実施、支援、準備又は賞賛等する者、③①及び②の関係者等が登録されている (第 2 条)。2013 年 4 月 24 日、連邦憲法裁判所は、これら規定の一部が、明確性及び相当性の点から、通信の秘密及び住居の不可侵を定める基本法の規定に反するため、2014 年末までの改正を命じた (1 BvR 1215/07)。これを受け、2014 年 10 月、同法を改正する法律案が連邦議会を通過した。改正により、テロ組織の支援団体の支援者は、当該団体がテロ組織の支援団体であることを知りながら支援する者と定義が狭められた。また、政治的目的の暴力行為を賞賛する者は登録対象から除外された。更に、関係者は、①及び②の人物に紐づくデータ項目の 1 つとなり、登録される関係者の個人データ項目が縮減された。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

【ドイツ】 難民宿泊施設の建設を容易にするための建設法典の改正

ドイツにおいては、連邦移民難民庁が難民庇護申請の認定手続を行い、各州が、その人口規模に応じて難民を引き受け、宿泊施設を用意する。2014 年の難民庇護申請は、10 月時点で 21 万件を超えており、これは 2013 年の 10 月時点と比べて 40%増である。多くの州で難民の宿泊施設及びその建設用地が不足しているという状況を受け、バーデン・ヴュルテンベルク州等のイニシアチブにより、連邦参議院が建設法典を改正する法律案を発議した。この法律案は、連邦議会による修正議決を経て、2014 年 11 月に成立した (BGBl. I S.1748, 11 月 26 日施行)。主要な改正は、2019 年 12 月末までに限って、次の 3 つの措置を可能としたことである (第 246 条)。①開発許容区域において、周辺環境になじまなくても、既存の会社や事務所を改修して難民宿泊施設とすること。②市街地に隣接した開発抑制区域に難民宿泊施設を建設すること。③特定の要件を満たす場合に、商業地域にも難民宿泊施設を建設すること。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

【ドイツ】 温室効果ガス排出量削減のための連邦環境汚染防止法の改正

バイオ燃料の使用を促し、温室効果ガス排出量を削減することを目的として、連邦環境汚染防止法は、石油会社に対し、2014年までについて、ガソリン及びディーゼル（「化石燃料」）の一定割合をバイオ燃料とすることを義務付けていた。この義務は、2015年以降、化石燃料とバイオ燃料を使用して温室効果ガス排出量を削減する義務に変更されることが定められていた。従来、化石燃料のみの場合と比べて、バイオ燃料をも使用することによる温室効果ガス排出量の削減割合を、2015年以降3%、2017年以降4.5%及び2020年以降7%と定めていたが、連邦環境汚染防止法が改正され(BGBL I S.1740, 2015年1月1日施行)、この割合が2015年以降3.5%、2017年以降4%及び2020年以降6%に修正された。2017年以降及び2020年以降の割合は、EUの燃料品質指令が加盟国に義務付けている目標である。また、化石燃料及びバイオ燃料の使用により排出される温室効果ガス量の計算方法等、実施の細則が定められた。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

【ロシア】 クリミア半島の自由経済地帯への指定

2014年11月19日、連邦法第377号「クリミア連邦管区のクリミア共和国及びセヴァストポリ連邦市における自由経済地帯について」が成立した。同法により、クリミア半島は今後25年間、自由経済地帯に指定され、経済活動及び税制に関して特別の制度が施行される。クリミア半島の自由貿易地帯化については、3月にロシアが同半島を併合した直後から検討されており、今回の法整備はこれを具体化するものと言える。具体的には、最初の3年間に3000万ルーブル（中小企業は300万ルーブル）以上の投資をクリミア半島内で行った観光産業、農業、製造業、ハイテク産業及びインフラ関連企業に対し、税制上の優遇、土地利用上の優遇、補助金の支給等の措置が実施される。ただし、連邦法第377号はこれらの措置の詳細（税制優遇の規模・範囲等）について具体的に規定しておらず、細則は管轄官庁が決定するとしている。また、地下資源の採掘事業に関しては優遇措置の対象とはならない。

(海外立法情報課・小泉 悠)

【韓国】 現行の選挙区の区割りに憲法不合法決定——一票の格差2倍以内に——

韓国では、2001年に憲法裁判所が提示した基準により、選挙区の人口格差は3倍（選挙区平均人口を基準として±50%）まで許容されていた。公職選挙法第25条第2項別表1の「国会議員地域選挙区区域表」（以下「区域表」）には、同基準に基づき、人口格差が3倍以内となるよう画定された246の選挙区が規定されている。しかし、2014年10月30日、憲法裁判所は、①投票価値の不平等が行き過ぎている、②国会議員の地域代表性を投票価値の平等より優先することはできない等の理由により、現時点では憲法により許容される人口格差の基準を2倍（±33%）以内に變更するのが妥当であるとして、現行の区域表全体に対し憲法不合法決定（違憲だが直ちに無効とはしない）を下した。憲法裁判所は2015年12月31日までに区域表を改正することを立法者に要求している。国会では現在、選挙区の再画定作業に向けて、国会に設置される国会議員選挙区画定委員会を中央選挙管理委員会に移管する案や、独立機関化する案が検討されている。

(海外立法情報課・藤原 夏人)

【韓国】外国公務員等への贈賄に関する例外規定を削除

通常の行政サービスを円滑に遂行してもらうことを目的とした外国公務員等への金品等の支払いを、ファシリテーションペイメント（以下「FP」）という。FP を処罰の対象とするか否かについての判断は国ごとに異なる。日本では、外国公務員贈賄罪を定める不正競争防止法に明確な規定はないものの、少額の FP であるという理由では処罰を免れることはできず、個別具体的な判断によるとされる（経済産業省「外国公務員贈賄防止指針」）。韓国では、これまで「国際商取引における外国公務員に対する賄賂防止法」（以下「外国公務員賄賂防止法」）に、「日常的・反復的業務に従事する外国公務員等に、その正当な業務遂行を促進する目的で少額の金銭その他利益を約束・供与し、又は供与の意思を表示する場合」、すなわち少額の FP の場合は、処罰の対象外とする例外規定が置かれていた。しかし、FP に否定的な国際社会の動向等を理由に、2014 年 10 月 15 日、外国公務員賄賂防止法が改正され、同例外規定が削除された。（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】水産直接支払制の施行に関する法律の制定

米韓 FTA の締結に伴う国内対策の一環として、漁業活動に不利な条件の漁村（本土から 50 キロメートル以上離れた島嶼地域）を対象として、2012 年度から水産直接支払制が試験的に開始された。同制度は、コメ農家に対する直接支払制等と同様に、一定の要件を満たす漁業従事者に対し直接的な所得補償を行う制度であり、支給額は世帯当たり約 50 万ウォン（約 5 万 4 千円）である。2014 年度からは、本土から 8 キロメートル以上離れた島嶼地域を対象に本格的な実施が始まった。しかし、同制度の法的根拠は不明確であり、より直接的な法的根拠が必要とされていたことから、2014 年 10 月 15 日、「水産直接支払制の施行に関する法律」が制定された（2015 年 4 月 16 日施行）。同法の制定により、①同制度実施の明確な根拠、②条件不利地域の選定、③支払対象要件（水産物の年間売上高が 120 万ウォン（約 13 万円）以上又は年間 60 日以上漁業に従事している者等）、④虚偽その他不正な方法により支給を受けた者に対する罰則等が規定された。（海外立法情報課・藤原 夏人）

【中国】行政訴訟法の改正

2014 年 11 月 1 日、第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 11 回会議において「中華人民共和国行政訴訟法の改正に関する決定」が可決され、2015 年 5 月 1 日から施行されることになった。1990 年 10 月 1 日の現行法施行以来、初めての大幅な法改正である。中国における行政事件の一審受理件数は、2013 年には 1990 年の約 10 倍の 12 万 3194 件に増加した。急速な経済成長を背景に社会情勢が大きく変化する中で、行政訴訟の類型や受理範囲を始めとして、現行法の規定では対応が困難な事例も増えている。さらに、行政機関に対する監督の不十分さが、制度の健全な発展を阻害する要因の 1 つとなっている。改正法は、行政訴訟の受理範囲について、個人、法人及びその他の組織がその人身権及び財産権等の合法的な権利利益を行政機関が侵害したとして提起した訴訟を人民法院が受理することを明確に規定した。また、行政機関に対して、行政事件の受理への干渉や妨害の禁止、訴訟を提起された場合の応訴の義務等が定められた。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

【中国】刑法改正案

2014年10月27日、第12期全国人民代表大会常務委員会第11回会議に刑法第9次改正案が提出され、審議が行われた。1997年に全面的に改正された中国の刑法は、その後2011年までに8次にわたり部分改正が行われてきた。今回の第9次改正は、テロ事件やインターネット犯罪に関する規定の見直し、腐敗に対する罰則強化、死刑の適用対象の削減等を主な内容とする。死刑が適用される犯罪に関しては、第8次改正においても暴力を伴わない経済犯罪13種類がその対象から除外され、現行法でその適用対象となる罪名は計55となっている。今回の改正案ではさらに、武器弾薬密輸罪、通貨偽造罪、資金調達詐欺罪、売春組織罪、売春強要罪など9種類を死刑の適用対象から外すとしている。また、強制猥褻の対象について、女性のみ限定している現行法の規定が改められ、性別が問われなくなる。今回の改正案に対しては社会的関心も高く、審議の後1か月間行われた意見公募には、5万件近い意見が寄せられた。

(海外立法情報調査室・岡村 志嘉子)

【中国】公共の場所の喫煙規制強化に関する立法動向

2014年11月24日、国務院法制弁公室ホームページで「公共場所喫煙規制条例(案)」が公表された。中国は近年公共の場所の喫煙規制を強化しているが、それに関する法整備は地方が先行し、国レベルでの立法は今回が初めてとなる。条例案は全48か条から成り、屋内の公共スペース、学校等の屋外区域、公共交通機関の屋外の待合場所、観光地・公園の喫煙コーナー以外の屋外区域等における喫煙が全面的に禁止される。喫煙禁止の場所で喫煙した者に対しては、50元以上500元以下の過料が科される。喫煙が禁止される場所等の経営者及び管理者が喫煙規制に関する義務を果たさなかったときは、5,000元以上30,000元以下の過料が科され、悪質な場合は営業停止等の処分となる。たばこ広告も全面的に禁止される。条例案は公表後、意見公募が行われた。また、北京では、11月28日、屋内の公共スペースの全面禁煙等を定める北京市喫煙規制条例が成立し、2015年6月1日から施行されることになった。(1元は約19円)

(海外立法情報調査室・岡村 志嘉子)

【オーストラリア】関税法改正(日豪協定関係)

2014年7月8日訪豪した安倍首相とアボット首相により署名された日豪経済連携協定を豪国内で実施するための関税法等の改正法案が同年10月29日に議会に提出され、上下両院の議論を経て11月27日成立、12月4日に裁可された。わが国でも同様に法整備が進められ、前述の協定が同年11月7日に国会承認、関税暫定措置法改正案等が同月12日に成立、19日に公布された。豪国の自由貿易協定や経済連携協定は、これまで米、チリ、ニュージーランド、マレーシア、シンガポール、タイ等との間で実施済みであるが、2014年には日本、韓国、中国と実施又は合意に至り、アボット政権は「15億人の市場が開かれようとしており、豪国の財の輸出の62%、サービスの輸出の19%を占めることになる」と評価している。現政権は、さらにインドやインドネシアとも交渉を進めようとしている。

(海外立法情報調査室・吉本 紀)

【フィリピン】先住民族教育システム法案の審議開始

2014年5月5日、下院文化コミュニティー委員会で、先住民族教育システム法案の審議が開始された。法案作成者は、ルソン島内陸部で先住民族保護の活動経歴もあるテディ・バギラット下院議員（下院農地改革委員長）である。同法案は、自らの文化、伝統及び制度を保存し、発展させる先住民族の権利を認め、教育省傘下に先住民教育評議会を設置して、その監督の下で、先住民族の当事者を交えて先住民族文化教育カリキュラムの構築等を目指している。法案の背景には、先住民族の文化や資源に関する権利を認める近年の政策傾向がある。フィリピンでは、祖先伝来の土地に対する先住民族の権利等を認めた先住民族権法が1997年に制定されており、同法に基づいて「先住民族に関する国家委員会」が設置されている。同委員会の下部組織である「教育・文化・健康オフィス」は、2000年代初め以来、現行の教育システムが先住民族をかえって疎外しているとして、先住民族の固有の文化により適合したカリキュラム改革に注力してきた。（海外立法情報課・藤倉 哲郎）

【ベトナム】法定最低賃金の引上げ

2014年11月11日、ベトナム政府は、2015年1月1日から法定最低賃金を引き上げることを決定し、法定最低賃金に関する議定第103号を公布した。物価水準等を考慮して4つの地域区分が設けられており、このうち、最も賃金水準の高い第1区分（ハノイ市やホーチミン市等の大都市部）では、2014年1月1日から適用されている月270万ドン（約15,000円）から月310万ドン（約17,200円）へ、14.8%引き上げられる。また最低ランクの第4区分は月190万ドンから月215万ドンへ引き上げられる。なお、2014年1月1日から同年11月末までの物価上昇率は4.0%である。ベトナムでは、物価高騰への対応で法定最低賃金の引上げが前年後半に前倒しされた2012年を除き、2008年以来、毎年法定最低賃金が引き上げられている。2011年10月に実施された引上げからは、物価上昇率を上回る引上げ率となっており、政府は労働者の実質賃金向上を図る賃金政策を進めている。今回もそうした政策傾向を踏襲した引上げ水準となった。（海外立法情報課・藤倉 哲郎）